

○安中市立地適正化計画の策定について(中間報告)

令和5年8月に策定を開始し、これまで都市の分析を行い、課題を抽出し、課題を解決するための方針を検討してきました。
 現在、居住誘導区域と都市機能誘導区域について案を作成し、その設定と誘導する施設について検討しています。

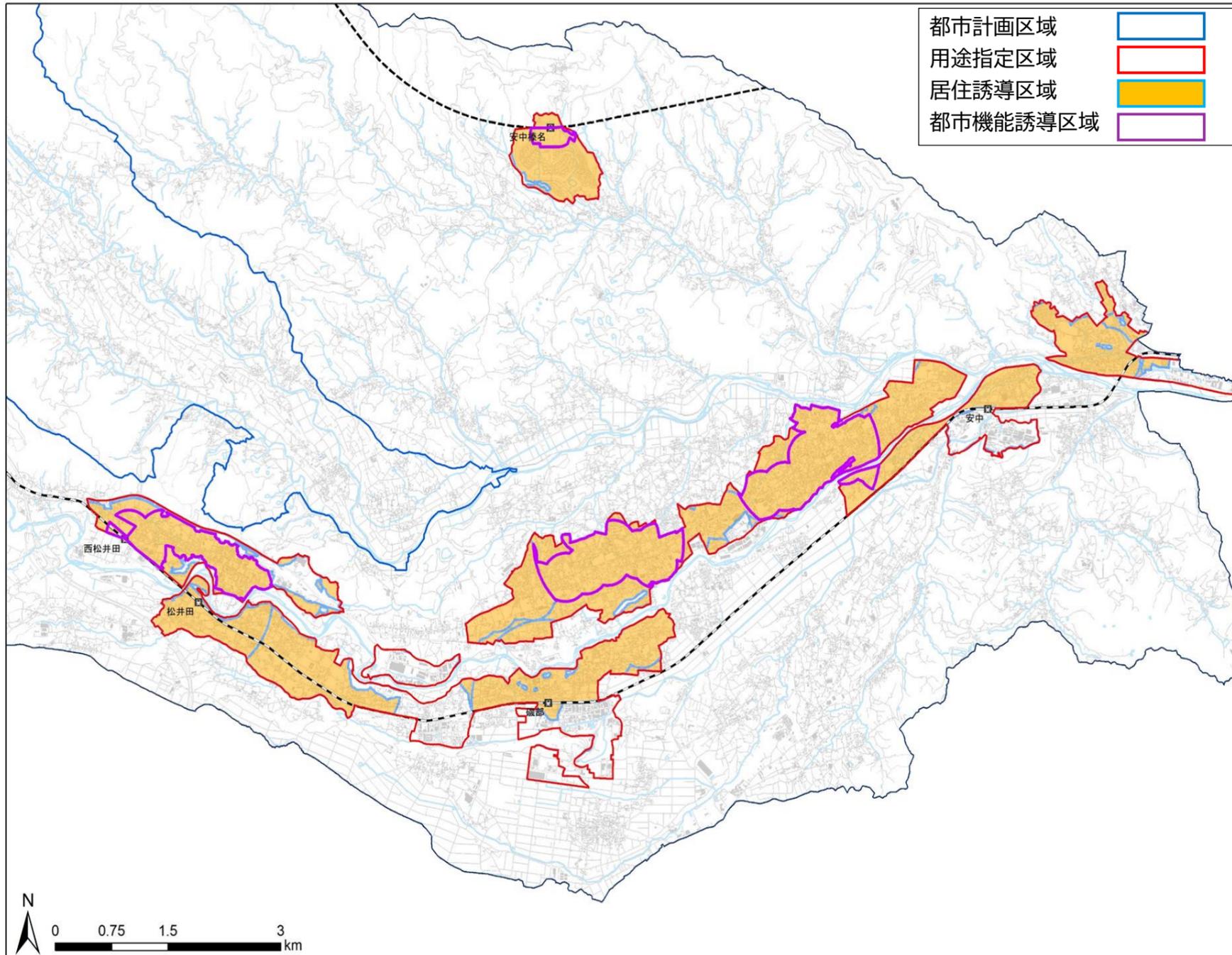
居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域

居住誘導区域・都市機能誘導区域(案)



誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設

→居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するもの

誘導施設(案)

機能	誘導施設	(都市拠点) 安中	(地域拠点) 松井田	(生活拠点) 原市	(生活拠点) 安中榛名
行政機能	支所 市役所	○	○		
介護福祉機能	地域福祉支援センター 地域包括支援センター	○	○		
子育て機能	こども家庭センター	○			
商業機能	商業施設 (1,000㎡超を目安)	○	○	○	○
医療機能	病院	○	○	○	
金融機能	銀行 信用組合 信用金庫	○	○	○	
教育・文化機能	文化センター、 図書館、 博物館・美術館 市民交流センター等	○			